

小山工業高等専門学校入学試験委員会規程

制 定 平成 27 年 11 月 11 日

一部改正 平成 30 年 1 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、小山工業高等専門学校運営組織規則第 14 条の規定に基づき、小山工業高等専門学校入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学生募集の基本方針に関すること。
- 二 入学者選抜検査の基本方針に関すること。
- 三 入学者の選考に関すること。
- 四 その他入学者選抜に関すること。

2 前項各号に規定する事項については、専攻科を含むものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 総務主事、教務主事、学生主事及び寮務主事
- 三 専攻科長
- 四 学科長
- 五 事務部長
- 六 学生課長
- 七 入学者対策室長
- 八 教務主事補 1 名
- 九 その他校長が必要と認めた者

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、校長をもって充て、副委員長は、教務主事をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第 5 条 委員会に関する事務は、学生課が処理する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。